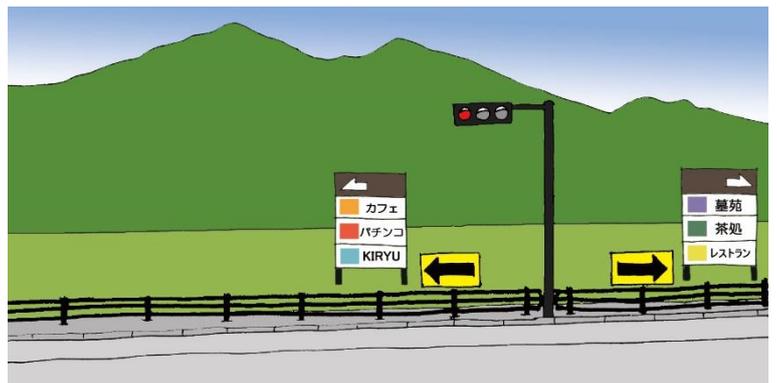
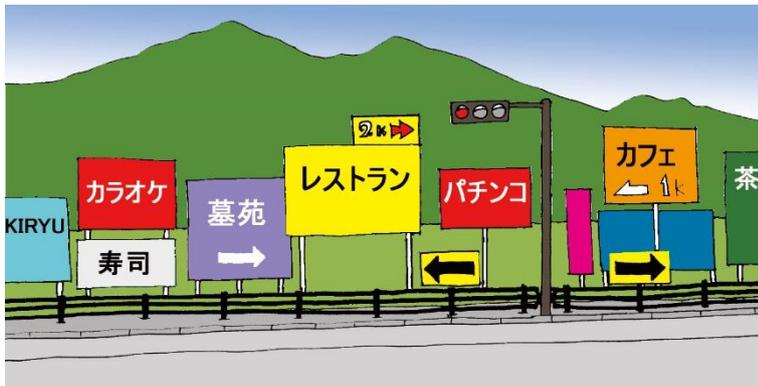


第6章

屋外広告物に関する 行為の制限に関する事項



6 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項

6-1 屋外広告物の規制・誘導についての基本的な考え方

屋外広告物は、様々な情報伝達手段としての機能やまちのにぎわいの創出など、私たちの暮らしに大切な役割を有しています。しかし、屋外広告物が無秩序に氾濫してしまうと、市街地や自然などの良好な景観を阻害することもあります。

そこで、良好な景観を形成するため、本計画及び屋外広告物条例に基づき、本市における屋外広告物の表示等について適正に規制・誘導を進めていきます。

6-2 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置にあたっては、屋外広告物条例に規定する事項、本計画の「第3章 良好な景観の形成に関する方針」、「第4章 行為の制限に関する事項」に定める内容のほか、次に定める基準を遵守することとします。

○屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置にかかる基準

- ・周辺の景観と調和した位置・形状・大きさ・材料・色彩・意匠等であること。
- ・裏面・側面・脚部等、広告物を表示しない部分についても、良好な景観の形成や風致の維持に配慮したものであること。
- ・脱落・飛散・倒壊等の恐れのないものであること。
- ・材料は、腐食や腐朽・損傷をしにくいもの若しくは腐食・防腐・損傷等に対し有効な防止措置を施したものをを使用すること。
- ・交通標識や信号機、その他法令に基づき標示等がされている物件等と混同せず、またその視認等を妨げないこと。

このほか良好な景観の形成及び風致の維持を推進するため、次の事項に配慮することとします。

○屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置にかかる配慮事項

- ・遠方に広がる自然の眺望や道路の見通しを保全するため、高さは出来る限り低くすること。周囲に建物がある場合はそれらより低い高さとするよう努めること。
- ・数量・規模・設置箇所数は必要最小限とすること。
- ・広告物の設置形態は統一を図ること。
- ・複数の屋外広告物はコンパクトに集約し、意匠や大きさ等を整えること。また広告物は建築物等の敷地内に収めること。
- ・建物と一体で設置されるものは、建物と調和した位置・形状・大きさ・材料・色彩・意匠等とすること。
- ・歴史景観ゾーン、住宅地景観ゾーン、自然景観ゾーンでは、基調色に落ち着いた色彩を使用することとし、基調色以外についても彩度の高い色の使用は極力控えること。
- ・企業広告等、全国共通のデザインのものであっても、背景色と図等の色の反転、高彩度色の使用面積縮小と配置変更、切り文字などの配慮を行うこと。